

社会保障カード（仮称）の検討について

平成19年11月9日

厚生労働省政策統括官付

社会保障担当参事官室

○ 平成19年7月5日

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(政府・与党)
(抜粋)

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

2. 「社会保障カード」(仮称)の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

○ 平成19年7月26日 「重点計画-2007」(IT戦略本部)(抜粋)

イ) 社会保障カード(仮称)の推進(厚生労働省)

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード(仮称)」を2011年度中を目途に導入することを目指す。その際、電子私書箱(仮称)の検討(後掲Ⅱ.2.2参照)と連携しつつ、希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための仕組みの導入に向け、システム基本構想等について検討を行い、2007年内を目途に結論を得る。

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 委員

（敬称略 50音順）

	大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
座長	大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部経済学科教授
	高山 憲之	一橋大学経済研究所教授
	田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センター COML（コムル）理事長
	樋口 範雄	東京大学法学部教授
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	南 砂	読売新聞東京本社編集委員
	山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：関係府省

今後の検討スケジュール

- 10月 論点の整理
(2回程度を予定)
- 11月 保険者団体等との意見交換
・作業部会を設置し開催
(数回程度)
- 12月 基本構想のとりまとめ
(2回程度)

社会保障カード（仮称）導入により目指す効果の例

現状

- 年金・医療・介護等の制度ごとで別々に被保険者証等が交付され、複数のカード・手帳の管理が必要
- 健康保険証が世帯で1枚の場合、例えば家族が同時に病気になる場合、提出に不便
- 検認、住所異動・転職等の際に、健康保険証を被保険者に返納・提出することが必要

① 利便性向上

② 安全・安心な自己情報の入手・管理

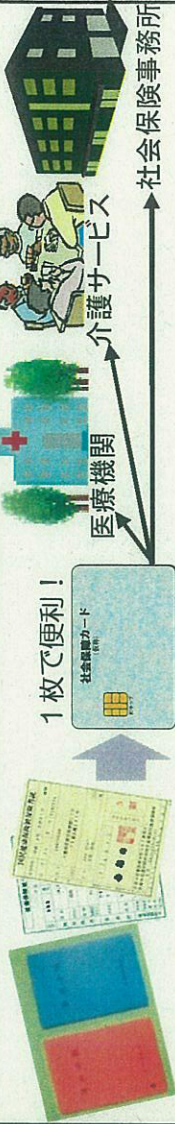
- 被保険者証の紛失・盗難の場合、個人情報流出や悪用の可能性
- 入手できる自分の医療費や年金などに関する情報は限られており、また、請求に手間

③ 事務の効率化

- 医療機関、保険者等において、被保険者証の発行
- 被保険者証の情報の転記ミスによる医療費の過誤調整
- 資格喪失後受診による医療費の過誤調整
- などによる事務が発生

社会保障カード導入後（※いくつかの前提を置いたもの）

- 1枚のカードで年金・医療・介護の被保険者証として使用できる。1人1枚なので、家族が同時に病気になる際などでも利用可能。
- 検認、住所異動・転職等の場合でも、カードを被保険者に提出・返納する必要がなく、そのまま使い続けることができる。また、加入手続の漏れの防止にもつながる。
- 行政機関への申請・届出を自宅のパソコンから電子的に行うことができる。
- 希望する方は、身分証明書としても使用できる。



- 紛失・盗難の場合でも、プライバシー性の高い情報が盗まれたり、悪用されることはない。
- いつでも、自宅のパソコンから、自分の年金記録を安全に確認することができる。また、社会保障事務所等の端末でも、同様に記録を確認可能。
- 希望する方は、自分の医療費の情報等を見ることが可能となる。
- 年金受給権者の住所や支払機関の変更をオンラインでできる。



自分の情報を確認できる！

項目	内容	確認可能
1	国民年金	○
2	厚生年金	○
3	厚生年金基金	○
4	国民年金	○

- 医療機関、保険者等の事務が効率化される。
 - 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなる。
 - カード読み取りによる自動転記により、転記ミスがなくなる。
 - オンラインによる即時資格確認で、資格喪失後受診を把握できる。

主な論点の整理のまとめ（案）

【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大（対象制度、閲覧可能情報等の拡大）を妨げない。
保険者やサービス提供者等の事務効率化にも資する仕組み
- 導入のメリットをわかりやすく示していく
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消
セキュリティ対策についても具体的に示していく
- 費用対効果に優れた仕組み

1 対象分野

- ・ 社会保障カード（仮称）の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。
 - ・ 一人一枚
 - ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
 - ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧
- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか（資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大）。

2 カードの要件等

- ・ カードは鍵の管理に優れたICカードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとするべきではないか。

- ・ ICチップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきではないか。
- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

3 カードの発行・管理のためのデータベース

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。
プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。
- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

4 利用制限

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。

5 発行方法等

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか。厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

7 その他

- ・ 希望者に対する顔写真を添付した身分証明書としてのカードの発行方法を検討すべきではないか。
- ・ 有効期限等について検討すべきではないか。
- ・ 社会保障カード(仮称)の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。